

辯護側書證一四〇〇一E一五號

第八六九三施行令

一九四一年（昭和十六年）二月二十五日ルーズベルト大統領署名

一九四〇年七月二日に議會を通過せる「國防強化促進の法律」第六項の規定に依り附與されたる權限に従ひ余はこゝに一九四一年二月二十五日の余の布告の中に列擧せる物品及材料の輸出を取締る次の附加的規則を規定する。

一、一九四〇年七月二日の法律の第六項に従ひ一九四一年二月二十五日の布告に規定せられたる物品材料は次のものを包含すると解すべし、

（一）ベラドンナ

ヘラドンナ葉、米國藥局方

（ベラドンナフォルウム）

ベラドンナ硬膏、米國藥局方

（エムプラストルム、ベラドンナエ）

ベラドンナのエキス米國藥局方

（エクストラクトウム、ベラドンナエ）

ベラドンナ葉の流動エキス

エヌエヌフルイド、エクストラクトムベラドンナエ
フォルイ

ベラドンナ下根

米國藥局方

(チンクツラ、ベラドンナエ)

ベラドンナ軟膏

米國藥局方

(ユンゲンツムベラドンナ)

ベラドンナ根

米國藥局方

(ベラドンナラテイクス)

ベラドンナの根の流動エキス 米國藥局方

(フイルド、エクストラクトム)

ベラドンナ ラデイシス)

ベラドンナ擦製

エヌ。エヌ

(リナメンタム ベラドンナ)

(一) アトロピン

アトロピン 米國藥局方 アルカロイド (アトロピン アトロピア)

(アトロピン ハイドロブロマイド) 臭酸アトロピン

(アトロピン ハイドロクロライド) 硝酸アトロピン

(アトロピン メチルブロマイド) メチール、ブロム、アトロピン

(アトロピン メチルニトレイト) 硝酸メチール、アトロピン

(アトロピン ニトレイト) 硝酸アトロピン

(アトロピン サリシレイト) サリチル酸 アトロピン

譯註
同三物アリ

(アトロピン) スルフエイト) 硫酸アトロピン 米國藥局方

(アトロピン) スルフエ)

(アトロピン) クルフリック酸) 硫酸アトロピン

(アトロピン) ヴアレレイト)

(三) 経底草

底草、後草及横面草

(四) ベルト草

X X X X X X X X X X X X

三一九四〇年七月二日の法律第六項に従ひ一九四〇年七月二日の規則のみならず二乃至十二號の規則も、一節(一)より四)までに記録せられたる物品及材料の輸出に適用せらる。

四) 施行令八六四〇號は依つて、一九四一年二月廿五日の布告中に規定せられたる物品材料を、その規定中に包含する如く改正する。

一九四一年二月二十五日 フランクリン、デイー、ルーズベルト

ホワイトハウスに於て

米國對外關係 (日本)

一九三一年より一九四一年、第二卷 二四九―二五〇頁より抜萃

譯者側脚註

數字省略